

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

知っていますか？軽自動車税

日本語記事は4・5ページにあります。

Imposto sobre veículos leves – você sabia?

O imposto sobre veículos leves é cobrado do proprietário do veículo (ou do responsável pelo pagamento do imposto) no dia primeiro de abril. Em caso de registro, desmanche, transferência, etc, é necessário fazer a notificação junto aos órgãos competentes. Além disso, em caso de roubo, desmanche, etc, mesmo que a pessoa não mais possua o veículo, o imposto ainda será cobrado se o titular do mesmo não fizer os trâmites. Diferentemente dos veículos normais, o pagamento do imposto dos veículos leves não pode

ser feito mensalmente. Se o veículo for desmanchado, transferido, etc depois do dia primeiro de abril, o imposto pago não será devolvido. Prevemos que haverá congestionamento no final de março. Na medida do possível, faça os trâmites com antecedência.

▶ **Informações:** Departamento do Fisco. Encarregado de impostos municipais (Tel: 95-0116).

Do You Know about a Light Vehicle Tax?

Every year a light vehicle tax is assessed on people, who own light vehicles as of April 1. You have to file for registration, disposal, and transfer of your car with the regional government offices concerned. Even though you have not already owned your car due to your car scrapped or stolen, you will be taxed unless you file for registration, disposal, and transfer of your car. A light vehicle tax is not calculated monthly as compared with a general vehicle tax, which is calculated monthly. You will not have your tax refunded if you file for disposal or transfer of your car on and after April 1. We recommend you should file earlier so many people rush for registration at the end of March.

▶ **Information:** please contact the municipal tax section in the tax division (Tel: 95-0116)

3月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷とこ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課 (☎95-0156)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	消費生活相談コーナー (内線202) または経済課 (☎95-0125)
労働相談(要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課 (☎95-0125)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	3月21日(火) 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係 (FAX 83-1141)
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)
D V 相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください

〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談(要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談事例】パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまった。電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不安である。

【アドバイス】パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。 ※警告音や画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

- 【知立市役所内 相談コーナー】 毎週金曜日：午後1時～4時 ▶問合せ 消費生活相談コーナー (内線202)・経済課 (☎95-0125)
- 【西三河県民相談室】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564 (27) 0999
- 【中央県民生活プラザ】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時 ▶☎052 (962) 0999